

参加費無料

オーストラリアの ギャンブル対策の現状と課題

2018年7月20日に特定複合観光施設区域整備法（以下「カジノ実施法」といいます。）が成立してしまいました。

しかし、カジノ実施法においても十分な対策は取られていません。このまま、カジノが解禁されてしまえば、ギャンブル依存で苦しむ人が確実に増えていきます。

それにもかかわらず、大阪府・大阪市はカジノ誘致に積極的になっております。

そのため、大阪府・大阪市のカジノ誘致に対する反対運動を強化していく必要があります。そこで、既にカジノが開業されているオーストラリアでカジノをはじめとするギャンブル産業の問題点や研究者と業者との関係についても率直な意見を表明されておられ、同国を代表する問題ギャンブル告発の専門家であるCharles ^{チャールズ} Livingstone ^{リビングストーン}氏に同国におけるギャンブル産業の対策の現状やその問題点についてご講演いただきます。

日時

2018年12月10日(月)午後1時30分～午後3時

場所

大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

(大阪府大阪市北区西天満1-12-5)

講師

^{チャールズ} ^{リビングストーン}
Charles Livingstone 氏【オーストラリア モナッシュ大学上級講師】

オーストラリアを代表する問題ギャンブル告発の専門家

※当日は日本語の通訳があります

◆一時保育サービス 【無料・要予約 (11/29(木)×)】

原則として、首が座っている乳児～未就学児。開会15分～閉会15分後までとなります。11月29日(木)までに下記連絡先にお電話でお問合せください。申込人数により、お断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

※切り取らずにFAXしてください

参加申込み書 <FAX: 06-6364-7477>

ふりがな	参加人数
氏名	
連絡先 ()	名

【問い合わせ先：大阪弁護士会 人権課（消費者保護委員会担当事務局） TEL 06-6364-1227】